

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月22日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：カメルーン国内水面養殖振興プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：カメルーン国内水面養殖振興プロジェクト

調達管理番号：24a00900

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月22日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カメルーン国内水面養殖振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2030年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年4月 ～ 2026年9月

第2期：2026年10月 ～ 2028年2月

第3期：2028年3月 ～ 2030年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第1期：2025年4月 ～ 2026年9月

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。
- 2. 第2期：2026年10月 ～ 2028年2月
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3. 第3期：2028年3月 ～ 2030年4月
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
  - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1. 第1期：2025年4月 ～ 2026年9月
  - 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2. 第2期：2026年10月 ～ 2028年2月
  - 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 3. 第3期：2028年3月 ～ 2030年4月
  - 1) 2028年度（2029年2月頃）
  - 2) 2029年度（2030年2月頃）

**2. 担当部署・日程等**

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 1月 28日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 1月 29日 12時まで
3	質問への回答	2025年 2月 3日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポ	2025年 2月 14日 12時まで

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	一ザル等の提出期限	
5	プレゼンテーション	2025年 2月 19日 16時～（予定）
6	評価結果の通知日	2025年 2月 26日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「カメルーン国内水面養殖振興プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00617）の受注者（株式会社 VSOC）及び同業務の業務従事者

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/AV943HgSG3>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ベースライン調査及びエンドライン調査において調査内容や実施方法、特に質の良いデータを収集するための工夫。各調査の実施について、再委託を希望しない場合はその旨をプロポーザルに含めること。	第4条 業務の内容 2.（3）②及び④
2	資金アクセスへの改善に資する活動方法の工夫	第3条 実施方針及び留意事項 2.（6）資金アクセスへの改善に資する取組み
3	養殖関係者や養殖技術者/技師、養殖資材販売業者、投資家等の養殖魚バリューチェーン	第4条 業務の内容 2.（1）③

	ン関係者が相互に情報交換可能な情報システムとしてスマートフォンで使用できるアプリケーションの開発を想定している。そのアプリケーションの機能や活用及び普及方法。本アプリケーションの技術協力作成資料として、開発仕様書、運用保守ガイドライン、ユーザーハンドブックを想定しているが、その他アプリケーションの運用や普及に必要な資料があれば提案に含めること。	
4	第三国研修の計画（目的及び内容）	第4条 業務の内容 2. (2)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：23年12月
- ・ RD署名：24年11月27日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）近隣国との養殖普及に関する知見の共有

2024年度要望調査にて、同国より新規の個別専門家案件「中西部アフリカ漁業・養殖振興（以下、「漁業・養殖振興アドバイザー」という。）」の要請が接しているところ、同案件が採択された場合には2026年1月に開始予定である。漁業・養殖振興アドバイザーはカメルーンを拠点とした中西部アフリカを対象とする広域案件であり、本事業を含むJICAの内水面養殖振興にかかる事業（コートジボワール及びベナンでの技術協力プロジェクト等）の知見を集約・共有することで中西部アフリカ全体での養殖振興を図ることとしている。カメルーンは英仏両語圏であり、養殖振興がより進んでいる英語圏の知見を仏語圏に橋渡しする役割が期待されている。したがって、本業務は漁業・養殖振興アドバイザーと密に情報交換しながら実施し、近隣国と養殖普及に関する知見を積極的に共有する。

#### (1) プロジェクトの対象魚種：

カメルーンにおける一般的な養殖魚種の中で、ナマズは他魚種に比べて以下のような利点がある。1) 成長が早い：3ヶ月程度で出荷可能サイズになる、2) 高い給餌効率：増肉係数（feed conversion ratio：FCR）は1.2以下、3) 多様な養殖形態：タンク養殖や池養殖など飼育方法が多様、4) 高密度養殖：高密度な飼育が可能のため飼育スペースと水の節約が可能、5) 初期投資が小さい：安価な水槽で養殖が可能、6) 活魚での輸送が容易、7) 需要の増大：ナマズは“poisson braisé à la camerounaise”という調理法で人気が出てきている。以上の利点を踏まえ、プロジェクトの方向性として、ナマズ（*Clarias gariepinus*）を最優先種として集中的に支援し、スピード感を持った養殖振興を目指す。ただし、ティラピア（*Oreochromis niloticus*）も同国で重要な魚種であるため、状況に応じてティラピアの養殖振興も対象とする。

#### (2) パイロットサイトの選定

本プロジェクトでは同国に適した様々な養殖技術を実証するため、多くのパイロット事業の実施が想定されている。したがって、パイロットサイト及び対象養殖家を客観的に選定する基準を、ベースライン調査結果をもとに発注者と協議のうえ決定する。

#### (3) JICA が実施した類似案件の成果の活用

本プロジェクトに先立ち同国では個別専門家「内水面養殖アドバイザー（2022年2月～2024年1月）」が内水面養殖振興の実施体制強化を目的に派遣され、同分野の現況調査と種苗生産及び飼料製造にかかわる中核人材の技術能力強化がなされた。またベナン国では「内水面養殖普及プロジェクト フェーズ2（2017年2月～2022年1月）」が実施され、農民間普及アプローチのガイドライン及び技術マニュアルやアプリケーション（養殖魚バリューチェーン関係者を結ぶマッチングアプリ及び給餌管理アプリ）など養殖普及に活用可能なツールが開発されている。本業務においてこれらの成果を活用することで、効率的に業務を実施する。

#### (4) 普及における民間の養殖技術者の活用

カメルーンでは、地方部に普及員が十分に配置されておらず、養殖技術に地域格差が生じている。他方で同国には民間の養殖技術者が多数存在し、養殖家や投資家への技術面の支援など行政の普及活動を補完する役割を担っている。これらの技術者の大半は、ドゥアラ大学水産学研究所（ISH）やフンバン国立動物技術・獣医・水産学教育センター（CNFZVH）のような教育機関の卒業生であり、水

産養殖に関する実践的な教育と訓練を受けている。本プロジェクトでは、民間の養殖技術者の能力強化を図るとともに、こうした民間の養殖技術者を活用しながら、本プロジェクトで改良及び開発した養殖技術（種苗生産技術、飼料配合技術など）を対象地域の養殖家へ普及する。

#### （５）質の高い種苗/飼料及び適切な養殖

カメルーンのナマズ種苗生産方法として、かけ流し式や循環式、池だし式が一般的であるが、生存率が低いなど各方法で課題を抱えている。また種苗の初期飼料や親魚の価格が高く、販売においても生産と供給のタイミングでズレが生じている可能性が報告されている。飼料製造においては、国内生産の動きが活発になってきた一方で、輸入飼料よりも品質が低くそれほど安価ではないことから、価格の低減と品質向上を図らなければ国産飼料が普及する可能性が低い。本プロジェクトでは、種苗生産及び飼料製造の技術改善とそれら養殖資材へのアクセス改善を図る。アクセスを改善するため、養殖魚バリューチェーン関係者が相互に情報交換可能な情報システムとしてスマートフォンで利用できるアプリケーションの開発を行う。

#### （６）国内養殖魚の消費促進

カメルーンでは魚食文化が根付いており、炭焼きやドンバと呼ばれる魚を蒸し焼きにした郷土料理が広く食されている。ナマズを提供するレストランは未だ限定的であるが、冷凍魚に代わりナマズが受け入れられつつあることから、養殖発展に伴いナマズ料理が普及していくポテンシャルがある。同国に派遣された内水面養殖アドバイザーが実施した養殖魚のニーズ調査の結果、ナマズ及びティラピアの認知度が低いこと、また販売に関する情報が不足している点が、消費促進における課題として報告されている。本業務ではニーズ調査結果を参考にしながら、一般消費者の養殖魚へのアクセス改善に資する啓発や広報活動を推進し、養殖魚のマーケティング戦略を策定する。

#### （７）資金アクセスの改善に資する取組み

詳細計画策定調査にて、養殖魚への需要の高まりから投資家による集約的な養殖事業への投資も増えていることが確認されている。他方で、対象地域の多くの養殖家が資金へのアクセスを課題としていることが確認されている。例えば、同国の金融機関は養殖業がリスクの高いビジネスであると認識しているため、養殖家は融資を受けることが難しい状況、或いは投資家が養殖を投資対象として判断するための情報が不足しているとされる。本プロジェクトの実施において以下の

3点に留意しつつ、同国における資金アクセスへの改善を試みる。

- ① ベースライン調査及びエンドライン調査で資金アクセスの現況や課題について調査・分析する。
- ② 資金アクセスへの改善に取り組む他ドナーとの連携。
- ③ 各活動における投資家の巻き込み。例えば、活動3-1で開発する情報システムのユーザーや、活動3-4における養殖技術に係る情報の提供先には投資家を含めることを想定する。

#### (8) 養殖振興にかかわる他ドナーの動向把握と連携推進

アフリカ開発銀行（以下、AfDB）の「畜産・養殖バリューチェーン開発プロジェクト（2021年5月～2026年4月）」や国際農業開発基金（以下、IFAD）の「養殖起業開発支援プログラム（2023年～2030年）」など、他ドナーによる水産養殖関連プロジェクトが進行中または今後予定されている。これらのプロジェクトの情報を十分に収集し、情報交換や連携を図る。特に上述の「(8) 資金アクセス」で記載のとおり、資金アクセスへの改善に向けた連携を積極的に検討する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

- 本プロジェクトは下記①～⑤を主なコンポーネントとする。
- ① 成果1に関わる活動：プロジェクト対象地域の養殖セクター及び養殖魚マーケットの現況調査及びその分析。
  - 活動1-1 養殖と養殖魚市場の現状に関する調査を行う（ベースライン調査を含む）。
  - 活動1-2 調査結果に基づき、養殖関係者の名簿を作成する。
  - 活動1-3 調査結果に基づき、養殖投入資材の供給、普及、市場システムを構築するための戦略を策定する。
- ② 成果2に関わる活動：官民両部門の認定された養殖技術者/技師と普及員の技術能力の強化。
  - 活動2-1 養殖技術に関する高度な研修プログラムを開発する。
  - 活動2-2 官民の認定された養殖技術者/技師を対象に上記の研修を実施す

る。

活動2-3 普及員を対象に養殖農家の生産状況のモニタリングに関する技術研修を実施する。

活動2-4 研修の評価を行い、研修プログラムを改善する。

③ 成果3に関わる活動：質の高い種苗/飼料及び適切な養殖技術へのアクセス改善。

活動3-1 養殖関係者が養殖技術者/技師及び養殖資材販売業者にアクセスが容易となる情報システムを開発する。

活動3-2 種苗生産、飼料配合、成魚生産などの技術を開発及び改良する。

活動3-3 民間セクターとの連携により、改良された養殖技術（種苗生産、飼料配合技術など）を普及する。

活動3-4 養殖農家志望者に養殖技術や経営等に関する一般情報（※）を提供する。

活動3-5 魚類養殖に関する教育・研修機関と養殖の知識及び技術を交換する。

※養殖技術や経営等に関する一般情報：必要資機材、施設、魚種、給餌量、普及員の連絡先など、養殖を新規に始める人にとって必要な情報を指す。

④ 成果4に関わる活動：国内で養殖された養殖魚の消費促進

活動4-1 一般消費者の養殖魚へのアクセスを改善するための啓発や広報等の消費促進に資する活動を行う。

活動4-2 養殖業者と協力してマーケティング戦略活動を企画する。

⑤ 養殖業者へのフォローアップ支援体制の強化

活動5-1 普及員が養殖業者をモニタリングするために必要なツールを開発する。

活動5-2 普及対象となり得る養殖の実践例を取り纏める。

活動5-3 養殖関係者の登録を推進する。

活動5-4 内水面養殖の促進に関する知識を他の国々と交換する。

## (2) 第三国研修

本業務では第三国での研修の実施を想定する。想定規模は以下の通り。なお、本邦研修・招へいは想定していない。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 1 回
対象者	漁業・養殖・産業漁業局行政官及び地方行政官、民間の養殖技術者
参加者数	約 6 名/回
研修日数	約 8 日（移動日を含む）/回
実施場所	第三国

## (3) その他

### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

### ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに

に向けた体制を整える。

- 成果やプロジェクト目標の達成状況を男女別に分析するためにデータは男女別に収集し、ジェンダーの視点からも養殖開発の現状について分析する。
- 資金アクセスへの現況についても調査・分析する。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得る。
- ベースライン調査の結果をもとにパイロットサイトの選定基準を検討し、発注者及びC/Pと協議の上、パイロットサイトを選定する。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。
- ジェンダーの視点からプロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成時状況を分析する。
- 資金アクセスの観点から本事業による成果や今後の課題について調査・分析する。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本事業は「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」の対象外であるが、本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン (第1期～第3期)	期分けした各期の業務開始から1か月以内。	日本語 仏語	電子データ	各1部
モニタリングシート (第1期～第3期)	期分けした各期の業務開始から約6か月毎	日本語 仏語	電子データ	各1部
業務進捗報告書 (第1期～第2期)	期分けした各期の契約履行期限	日本語 仏語	電子データ	各1部
事業完了報告書（第3期）	契約履行期限末日	日本語 仏語	CD-R	4部
			CD-R	4部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針

- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（合同調整委員会（JCC）の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

### （3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### （4）事業完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）ベースライン及びエンドライン調査報告書（日・仏）

- (2) 都市近郊型ナマズ養殖生産ハンドブック (英・仏)
- (3) 養殖技術者研修カリキュラム (英・仏)
- (4) 養殖普及ハンドブック (英・仏)
- (5) 市場調査報告書及び養殖魚マーケティング戦略案 (日・仏)
- (6) 養殖魚バリューチェーン関係者情報交換のためのアプリケーションに関する、開発仕様書 (日・仏)、運用保守ガイドライン (英・仏)、ユーザーハンドブック (英・仏)

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS等の活用)
- (4) 活動に関する写真

### 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	プロジェクトの評価に係る調査 (ベースライン調査及びエンドライン調査)	中央州、沿岸州、南部州、西部州の養殖家、種苗生産者、官民養殖技術者、一般消費者を対象にPDMの成果指標の評価に必要な情報を収集する。	各1回	定額計上
2	アプリの開発	養殖魚バリューチェーン関係者が相互に情報交換可能なアプリケーション	1式	定額計上

## 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	プロジェクトの技術指導に必要な備品	溶存酸素ロガー、顕微鏡等	必用な数量	事業用物品	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：カメルーン共和国（カメルーン）

案件名：内水面養殖振興プロジェクト

Inland Aquaculture Promotion Project

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における内水面養殖セクターの開発政策と本事業の位置づけ

カメルーンの水産物の国内需要は年間約50万トンであるが、国内生産量は2019年時点で約33万5,000トンと停滞しており（Ministry of Livestock, Fisheries and Animal Industries）、不足分を輸入で補っている状態にある。同国の2023年の人口増加率は2.6%（世界銀行, 2023）であり、今後も動物性タンパク源としての水産物需要が益々高まることが見込まれる中、国内の食料安全保障と輸入代替促進の観点から水産物の国内生産の強化が求められている。

同国では水産物の国内生産のうち約83%を海面漁業が占めているが、海岸線は約400kmと漁場は限られ、持続的な資源利用の見地からも海面漁業生産量の飛躍的増大は期待できない。他方で内水面養殖による国内生産は2018年時点で1.8%、約5,214トン（同国農村分野開発戦略／農業投資国家計画2020-2030）に留まるものの、河川、ダム、沼地、水田及び氾濫原等、地理的条件に恵まれていることからその開発ポテンシャルは大きく、内水面養殖による国内水産物の増大が期待されている。

同国政府は2009年に総合的な国家の長期開発計画として「CAMEROON VISION 2035」を策定し、内水面養殖業を含む一次産業振興を通じた輸入代替の促進、食料安全保障の実現及び雇用創出に取り組むこととしている。加えて、同ビジョン実現に向けた中期計画として、2020年に「国家開発戦略（Stratégie nationale de développement 2020-2030, 以下「SND30」）」が策定され、水産業は産業化の促進と地方における生計向上に貢献する優先分野として位置づけられている。

以上を踏まえ、同国政府は中央州、沿岸州、南部州、西部州において内水面養殖の普及・定着並びに生産量の拡大を通じた産業化を図ることを目的として、本事業を我が国に要請した。

（2）カメルーンに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対カメルーン共和国国別開発協力量針（2023年9月）において重点分野「（1）持続的かつ包括的な成長の促進」のうち「①第一次産業の振興」に位置づけられる。また本事業は、JICAの課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ農業・農村開発」の主要な取組「水産ブルーエコノミー振興」に合致し、内水面養殖振興を通じてSDG2「飢餓をゼロに」、SDG14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」に貢献する。

### (3) 他の援助機関の対応

国際農業開発基金（IFAD）は、「養殖起業促進プロジェクト（Projet de Promotion de l' Entrepreneuriat Aquacole: PPEA）（2016年2月～2019年3月）」を中央州、沿岸州、南部州の3州で実施し、ティラピアとナマズの種苗生産技術・同国産原料による飼料製造技術に係る9種のマニュアルを作成すると共に農家への技術的指導を行った。PPEAの後継案件として、「養殖起業開発支援プログラム（Programme d' appui au Développement de l' Entrepreneuriat Aquacole : PDEA）（2023年～2030年）」が開始されており、対象州地域を5州に拡大し、養殖セクターにおける雇用創出や生産量拡大、投入財の安定的な供給体制の確立、金融アクセス改善を実施している。また、アフリカ開発銀行（AfDB）は、公的養殖場の改修や金融アクセス改善、養殖魚販売場の建設等を主な活動内容とした「畜産養殖バリューチェーン開発プロジェクト（Projet de Développement des Chaines de Valeur d' Elevage et de la Pisciculture : PD-CVEP）（2021年5月～2026年4月）」を実施中である。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、カメルーン4州（中央州、沿岸州、南部州、西部州）において、養殖セクターの現状分析、官民の養殖技術者と普及員の能力強化、質の高い種苗・飼料と適切な養殖技術へのアクセス改善、国内産養殖魚の消費促進、養殖業者へのフォローアップ支援体制の強化を行うことにより、民間セクターとのパートナーシップを通じた内水面養殖セクターの振興を図り、もって対象地域における養殖生産の増加に寄与するもの。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

同国内において、養殖業の発展度合いが高く、比較的種苗や飼料へのアクセスが容易な地域である中央州、沿岸州、南部州、西部州（渡航禁止区域を除く）を対象とする。

### (3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象地域の養殖家（1740軒）、種苗生産者（60軒）、官民養殖技術者・普及員（250名）を主とした養殖関係者

最終受益者：全国の養殖家（2,200軒）、養殖業関係者、流通販売等関係者、消費者

### (4) 事業実施期間（協力期間）

2025年3月～2030年2月を予定（計60カ月）

### (5) 事業実施体制

牧畜・漁業・動物産業省（MINEPIA） 漁業・養殖・産業漁業局（DPAIH）

### (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

#### 1) 我が国の援助活動

JICAはこれまでカメルーンに対し、個別専門家「内水面養殖アドバイザー（2022年2月～2024年1月）」を派遣し、同国の養殖振興の実施体制強化を目的に現況調査、中核人材への技術移転および近隣国への知見の共有が行われ、本事業実施に向けた素地が整えられた。同専門家派遣を通じて得られた成果や課題は本事業においても十分に活用し、効率的に業務を進める。

また周辺国では、内水面養殖振興を図る技術協力プロジェクト「コートジボワール国養殖魚バリューチェーン開発を通じた内水面養殖再興計画プロジェクト（以下、PREPIC02）（2021～2027年）」及び「ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ3（以下、PROVAC3）（2025～2029年）」を実施・計画中であり、養殖生産技術の実証や、市場需要を踏まえた養殖魚販売の実証活動、技術マニュアルや研修教材整備等を実施しており、本事業と技術マニュアル・研修教材や知見共有や技術研修の共同実施等の連携が想定される。

## 2) その他のドナーの援助活動

IFADおよびAfDBの関連プロジェクトと、技術面における連携（マニュアル・教材の共有）、活動実施面における連携（現況把握調査の共同実施、研修の共同実施）、情報交換等を行うことが想定される。

## (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

特に無し

### 3) ジェンダー分類

【対象外】■「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由>ジェンダー平等やエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ジェンダー平等に関連する指標は設定されていないが、本事業の裨益者に女性が一定数含まれることから、女性の能力開発及び経済的地位の向上が期待される。

## (8) その他特記事項：特になし

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：プロジェクトの対象地域における養殖生産が増加する。  
指標及び目標値：プロジェクト終了5年後に対象地域の養殖生産量が2023年比でXXトン増加する。

\* 評価指標の「XX」はプロジェクト実施後に決定する。

(2) プロジェクト目標：民間セクターとのパートナーシップを通じて内水面養殖セクターが振興される。

- 1) 登録養殖場数が、2023年と比較してXX以上増加する。
  - 2) 年間生産量XXトンの養殖場数が、2023年と比較してXX%増加する。
- \* 評価指標の「XX」はプロジェクト実施後に決定する。

(3) 成果：

- 成果1：対象地域の養殖セクターと養殖魚マーケットの現状が十分に分析される。
- 成果2：官民両部門の認定された養殖技術者/技師と普及員の技術面の能力が強化される。
- 成果3：質の高い種苗/飼料及び適切な養殖技術へのアクセスが改善される。
- 成果4：国内で養殖された養殖魚の消費が促進される。
- 成果5：養殖業者へのフォローアップ支援体制が強化される。

(4) 主な活動

1) 成果1（対象地域の養殖の現状分析）

- 1-1. 養殖と養殖魚市場の現状に関する調査を行う（ベースライン調査を含む）。
- 1-2. 調査結果に基づき、養殖関係者の名簿を作成する。
- 1-3. 調査結果に基づき、養殖投入資材の供給、普及、市場システムを構築するための戦略を策定する。

2) 成果2（官民両部門の認定された養殖技術者/技師と普及員の技術能力の強化）

- 2-1. 養殖技術に関する高度な研修プログラムを開発する。
- 2-2. 官民の認定された養殖技術者/技師を対象に、上記研修を実施する。
- 2-3. 普及員を対象に養殖農家の生産状況のモニタリングに関する技術研修を実施する。
- 2-4. 研修の評価を行い、研修プログラムを改善する。

3) 成果3（質の高い種苗/飼料及び適切な養殖技術へのアクセスの改善）

- 3-1. 養殖関係者が養殖技術者/技師及び養殖資材販売業者にアクセスが容易となる情報システムを開発する。
- 3-2. 種苗生産、飼料配合、成魚生産などの技術を開発及び改良する。
- 3-3. 民間セクターの資源を活用して、改良された養殖技術（種苗生産、飼料配合技術など）を普及する。
- 3-4. 養殖農家志望者に一般情報（※）を提供する。
- 3-5. 魚類養殖に関する教育・研修機関と魚類養殖の知識及び技術を交換する。

※養殖技術や経営等に関する一般情報：必要資機材、施設、魚種、給餌量、普及員の連絡先など、養殖を新規に始める人にとって必要な情報を指す。

4) 成果4（国内で養殖された養殖魚の消費促進）

- 4-1. 一般消費者の養殖魚へのアクセスを改善するための啓発や広報等の消費促進に資する活動を行う。
- 4-2. 養殖業者と協力してマーケティング戦略活動を企画する。

5) 成果5（養殖業者へのフォローアップ支援体制の強化）

- 5-1. 普及員が養殖業者をモニタリングするために必要なツールを開発する。
- 5-2. 普及対象となりうる優れた養殖の実践例を取り纏める。
- 5-3. 養殖関係者の登録を推進する。
- 5-4. 内水面養殖の促進に関する知識を他の国々と交換する。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件

1) 上位目標達成のための外部条件

カメルーン政府の養殖セクターに対する政策及びガイドラインが変更されない。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

①プロジェクトに悪影響を及ぼすような自然災害が発生しない。

②深刻な魚病が発生しない。

③養殖の投入資材価格の大幅な上昇がない。

3) 成果達成のための外部条件

研修を受けた普及員の頻繁な異動がない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

PROVAC2では、プロジェクト目標の指標の1つを国内養殖生産量とし、ベナン国政府の統計データにより評価することとした。しかし、当該データからプロジェクトによる養殖生産量の増加を評価することは技術的に困難であり、終了時評価における達成度の評価に混乱を生じる一因となった。よって本事業では、プロジェクト目標の達成を、ベースライン調査及びエンドライン調査の数値の比較で判定することとした。また、本事業の前身となる「内水面養殖アドバイザー」では、PROVAC2のC/Pが講師となり講義や実習をPROVAC2のマニュアル等を活用して実施された。研修終了後もPROVAC2のC/Pとの情報交換は行われている。本事業では、中西部アフリカ全体における内水面養殖振興を目指し、コートジボワール国やベナン国を始めとした近隣国との情報共有を行うこととしている。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は本契約とは別に長期専門家を派遣予定である。受注者はこれら専門家と密に情報交換しながら本業務を実施する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

## &lt; 指導科目 &gt; 中西部アフリカ漁業・養殖アドバイザー

## &lt;派遣の目的&gt;

中西部アフリカ地域における漁業・養殖政策が推進され、同地域における日本の水産興協力の効果及び持続性が高まる。

## &lt;相手国機関名&gt;

牧畜・漁業・動物産業省 漁業・養殖・漁業産業局

## &lt;協力期間(予定)&gt;

2026年1月～2027年12月

## &lt;期待される成果&gt;

- 成果1 養殖・漁業分野振興を通じて、実施機関及び地域の共通課題に対応する地域漁業委員会のガバナンスが強化される。
- 成果2 対象地域において、養殖分野に必要な環境整備がなされる。
- 成果3 対象地域において、水産資源の持続的有効利用に関する取組が強化される。

## &lt;活動内容&gt;

- 1-1 対象国における養殖政策及び海面漁業政策の進捗状況・法規・制度のレビューを行う。
- 1-2 実施中または新たに実施される我が国の協力について円滑な実施を支援する。
- 1-3 MINEPIAの組織・人材能力強化を支援する。
- 1-4 対象国の関係機関、地域漁業委員会と情報交換を行う。また、活動1-1の成果に応じ、対象国に対する活動・協力に対し、助言を行う。
- 2-1 対象国が行う法整備改革案の支援を行う。
- 2-2 養殖人材育成を担う教育機関の機能強化を行う。
- 2-3 複数国で実施中の養殖技プロとの連携・事業側面支援を行う。
- 3-1 対象国の関係機関、地域漁業委員会と情報交換を行う。また、対象国に対する活動に対し、助言を行う。
- 3-2 実施中・形成中のJICA案件を促進させるため、側面支援を行う。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：水産セクター開発にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：カメルーン国及びアフリカ地域

② 語学能力：仏語（英語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2025年4月上旬に契約を締結し、2025年4月に現地渡航してプロジェクトを開始し、2030年4月の終了を目途とする。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約96.87人月

2) 渡航回数を目途 全35回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査
- アプリの開発

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 討議議事録（Record of Discussion：R/D）
- 詳細計画策定調査報告書
- 詳細計画策定調査 現地調査結果概要報告書
- 案件概要表
- 「カメルーン国内水面養殖アドバイザー業務」業務完了報告書

#### 2) 公開資料：特になし

### （5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄仏語）	無

3	執務スペース	有：CPの省庁内
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**444,478,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります 32,000,000 (円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	アプリの開発費	第2章 特記仕様書案 第4条 2 (1) プロジェクトの活動に関する業務③	1,500,000円	アプリの開発費用一式	機材費
2	パイロット事業資材	第2章 特記仕様書案 第4条 2 (1) プロジェクトの活動に関する業務③	18,000,000円	養殖技術 (種苗、飼料、生産) の開発及び改善に必要な資材	一般業務費 (雑費)
3	第三国研修開催費	第2章 特記仕様書案 第4条 2 (2) 第三国研修	2,000,000円	第三国での研修にかかる費用一式 (旅費・交通費、謝金等)	一般業務費
4	調査費用	第2章 特記仕様書案 第4条 2 (3) ②、⑤	10,000,000円	ベースライン調査及びエンドライン調査	再委託費
5	プロジェクトの技術指導に必要な備品	第2章 特記仕様書案 第4条 2 (1) プロジェクトの活動に関する業務③	500,000円	溶存酸素ロガー、顕微鏡など	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。但し、発言は認めません。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上